# 施策 143

## 消費生活の安全の確保

【主担当部局:環境生活部】

# 県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務(サービス)の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

## 平成31年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全 を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決 等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

県民指標										
目標項目 消水に消をした では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度				
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値				
						50. 0%				
	44. 8% (26 年度)									
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用するとした 人の割合									
28 年度目標値 の考え方										

### 活動指標

	目標項目	27 年度	28 年度		29 年度	30 年度	31 年度
基本事業		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
14301 自主的かつ合理的な消費活動への支	消費生活講座 等で消費者 ラブルに遭わ ないために必						100%
援 (環境生活部)	要な知識が得られたとする 人の割合	96. 2%					
14302 消費者被 害の救済、適正 な取引の確保 (環境生活部)	消費生活相談 におり消費者 トラブルが解 決した割合						95. 0%
		92. 3% (26 年度)					

### 現状と課題

- ①消費者と事業者との間に、商品・権利・役務に関する内容や取引条件等について情報の質・量等の格差がある中で | T環境の高度化や各種の技術革新に伴い商品等や商取引の多様化・複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生しています。中でも「自宅にいる」「貯蓄がある」高齢者や高齢者単身世帯の増加により、高齢者の被害がさらに増えると見込まれます。
- ②国や県、市町が役割分担しつつ一体となって消費者行政に取り組み、自らの判断で合理的な消費活動ができるよう消費者教育の推進および啓発・支援を行っていくとともに、消費者に身近な市町の消費生活相談窓口をさらに充実させていくことが必要です。
- ③安全で安心な消費生活を守るために、消費者団体、事業者団体、市町、関係機関等のさまざまな主体と 連携し、地域の実情に応じて高齢者への対応を主とした取組を進めていくことが必要です。
- ④安全で安心な社会の構築、健全な企業の発展のため、事業者においても、商品・サービスの適正な取引 や表示に努めるとともに消費者のさまざまな声に耳を傾け、事業者自らの顧客満足度の向上に生かすこ とが不可欠なものとなっています。

#### 平成28年の取組方向

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」の活性化を図り、多様な主体の 連携・協力を強化して、特殊詐欺を含む消費者トラブルの未然防止、拡大防止のための啓発活動に取り 組みます。
- ②高齢者の消費者トラブル防止に向けた地域の見守り力の向上にむけて、これまで県が養成してきた「消費者啓発地域リーダー」を生かしてもらうよう市町や福祉機関等に働きかけます。
- ③幼児期から高齢者まで、各年代に応じて消費生活に関する知識を身につけてもらうために、消費者出前 講座、青少年講座等を積極的に行い、地域における消費者啓発・消費者教育を進めます。また、学校等 の教育機関との連携を図り、若い世代への消費者教育に取り組みます。
- ④高度で複雑になってきている消費者トラブルに対応するため、県内消費者行政の中核センターである県 消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提 供を行います。また、県民に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市 町に働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引について、国、近隣県、警察、関係機関等と連携して事業者の指導を行います。また、商品・サービスにかかる不適正な表示について、関係部局、近隣県、消費者庁等と連携して事業者の監視・ 指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

#### 主な事業

①消費者行政推進事業費【基本事業名:14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援】

予算額: (27) 36, 014千円 → (28) 65. 941千円

事業概要:「みえ・くらしのネットワーク」に参画する消費者団体、事業者団体のほか、関係機関、消費者啓発地域リーダー等の多様な主体と連携した啓発活動や、講演会、シンポジウムの開催等により、消費者啓発・消費者教育を推進します。また、市町の消費生活相談員等を対象に勉強会を開催し、相談員の資質向上を図るほか、消費者行政推進補助金等により市町の消費行政の推進、相談体制の充実を支援します。

#### ②相談対応強化事業【基本事業名:14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保】

予算額: (27) 2 2, 8 3 2 千円 → (28) 2 2, 9 3 4 千円

事業概要:県消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともにその資質の向上を図り、消費者からの消費生活相談に対応し、解決方法などの助言やあっせん、情報提供を行います。また、 多重債務に関する相談には、多重債務者相談連携システムを活用して適切に対応します。

#### ③事業者指導事業【基本事業名:14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保】

予算額: (27) 5, 472千円 → (28)5, 491千円

事業概要:適正な商取引、商品表示等が行われるよう、関係部局、関係機関、他県とも連携し、「特定 商取引に関する法律」や「不当景品類及び不当表示防止法」に基づいて、事業者指導を行い ます。